



## 4月の「保安方針、目標、計画策定月間」 にあたって

平成29年3月  
那覇産業保安監督事務所  
所長 平良 浩二

鉱山で働く皆様、毎日のお仕事ご苦労様です。

経済産業省は、「自分の鉱山に応じた保安体制（保安規程）の確立」を目標とし、鉱山保安マネジメントシステムにより、計画P、実行D、チェックC、見直しAを繰り返していき、よりよい保安対策を進めていくことを支援しています。

沖縄鉱山保安対策委員会では、前年度に引き続き、年度初めの4月を「保安方針、目標、計画策定月間」として、経営トップが年度初めに保安方針を策定し、鉱山労働者のみなさん全員に表明していただくこと、それに基づいて、現実的な目標を設定し、それを達成するための計画を立案する保安運動を展開します。

これまで各鉱山においては鉱山保安マネジメントシステムの自己評価をして頂いてきましたが、保安目標、保安計画がうまく設定できていないことからリスクマネジメントがうまく進められないことが見えてきました。そこで保安運動のひとつとして「保安方針、目標、計画策定月間」展開することとなりました。すでに年始めに策定されているところは再確認をしていただくとともに、策定されていないところは今回新たに保安運動の一步として策定していただきたいと思います。わかりやすいように3月の沖縄鉱山保安対策委員会で各地区の代表の方々に資料も配付しました。

経営トップ、鉱山労働者の皆様におかれましては、この主旨を十分に理解されて、それぞれの職場でこの運動期間中に経営トップの方は、保安方針を策定し、これに基づき保安委員会で保安目標、保安計画を設定し、鉱山労働者は目標を達成するべく保安計画に基づいて保安の確保に取り組んで頂きたいと思っております。

- ★ 経営トップの方は保安方針を策定していますか？
- ★ 策定した保安方針を表明していますか？
- ★ 保安方針に基づく実現可能な保安目標を設定していますか？
- ★ 保安計画には保安委員会や鉱山労働者の意見が反映されていますか？
- ★ 保安計画は鉱山で働く方がいつでも確認できるよう掲示されていますか？

<平成28年度 鉱山保安標語入選作品より>

「見つけたら 必ず改善危険箇所 みんなで築こうゼロ災職場」

金城 拓也（安和鉱山）

# 保安運動「保安方針、保安目標、保安計画策定月間」の実施要領

平成 29 年 3 月  
沖縄鉱山保安対策委員会

## 1. 期 間

平成 29 年 4 月 1 日（土）～ 30 日（日）までの 1 月間

## 2. 保安運動の趣旨

本運動は、沖縄鉱山保安対策委員会を推進母体とし、重点目標及び期間を定め、保安運動を展開して鉱山の保安意識の高揚を図り、特に本月間では、各鉱山の経営トップが保安方針を定め、その方針に基づき 1 年間の保安目標、保安計画を立て、これを確実に実施することにより、危害及び鉱害の防止に資することを目的とする。

## 3. 各鉱山の実施事項

### (1) 保安方針の策定

鉱業権者は、自ら保安に対する姿勢を明確にした保安方針を表明（口頭によるものを含む。）する。

なお、問題がなければ保安方針は毎年変えず、数年以上同じものでも構わない。表明（口頭によるものを含む。）した保安方針には、概ね、次の事項の内容を含むよう定める。

- ・危害及び鉱害の防止を図ること
- ・鉱山労働者の協力のもと、保安活動を実施すること
- ・法又はこれに基づく命令、保安規程等を遵守すること
- ・鉱山保安マネジメントシステムに従って措置を適切に実施すること
- ・保安方針はできれば文書（紙又は電子媒体等。）によること

### (2) 保安目標の策定

鉱業権者又は保安統括者（保安管理者）が中心となって保安委員会等を開催し、経営トップが定める保安方針に基づき、今年の保安目標を策定し、鉱山労働者全員に周知し、災害・鉱害に対する保安意識を高める。

- ・保安方針に基づき、①リスクアセスメントの調査結果、②前年等過去の保安目標の達成状況等を踏まえ、「災害ゼロ」等の保安目標を設定（口頭によるものを含む。）する
- ・保安目標は、一定期間（原則 1 年後）に達成すべき到達点を明らかにしているものとする  
（ほとんどの鉱山の保安目標は「災害ゼロ」だと思うので、この「ゼロ」が到達点。「災害ゼロ」の他に、職場の整理整頓の徹底等複数の目標を設定しているところもある。）
- ・保安目標は、近年の災害発生状況等を踏まえ達成可能なものとする（ほとんどの鉱山は数年以上災害がゼロなので、「災害ゼロ」という保安目標は達成可能と考えられる。）
- ・鉱山としての目標を設定するほか、必要な場合、これを基にした関係部署ごとの目標も設定する  
ただし、小規模な鉱山等の場合、関係部署ごとの目標は必要ないところもある
- ・目標は達成の度合いを客観的に評価できるよう、「災害ゼロ」等可能な限り定量的なものとする

ただし、複数の目標がある場合、一つでも定量的なものがあれば、すべてが定量的である必要はない

- ・ 保安目標はできれば文書（紙又は電子媒体等。）によること
- ・ 保安目標の策定には保安委員会の意見を反映すること

### (3) 保安計画の策定

保安委員会等を開催し、保安目標を達成するために、今年1年の保安運動、保安教育等の計画を策定し、鉱山労働者全員に周知、実行し、災害の未然防止を図る。

- ・ 保安目標を達成するため、①鉱山におけるリスクアセスメントの結果、②過去における保安計画の実施状況、③保安目標の達成状況等に基づき、1年等の期間を限り、保安計画（文書（紙又は電子媒体。）によるものに限る。）により作成する
- ・ 保安計画は、実施の担当部署、必要な予算等を含めて作成する
- ・ 保安計画は、保安目標を達成するための具体的な実施事項、日程等について定め、概ね次の事項盛り込む
  - ①法又はこれに基づく命令、保安規程等に基づき実施すべき事項及びリスクアセスメントの結果により決定された措置の内容及び実施時期に関する事項
  - ②日常的な保安活動（危険予知活動（KYK）、4S（整理、整頓、清潔、清掃）活動、ヒヤリハット事例の収集及びこれに係る対策の実施、各種改善提案活動等）の実施に関する事項
  - ③保安教育の内容及び実施時期に関する事項
  - ④保安計画の期間（原則1年）に関する事項
  - ⑤保安計画の見直し（新規区域の開発に当たる場合や機械、設備等を新規に導入する場合等）に関する事項
- ・ 保安計画の策定には保安委員会の意見を反映すること

### 4. 各地区鉱山保安対策委員会の実施事項

保安対策委員長が中心となり、保安運動推進班を編成し、地区内鉱山の保安方針、保安目標、保安計画の策定を推進する。

また、可能な地区では地区内保安方針、保安目標、保安計画を策定する。

### 5. 那覇産業保安監督事務所の実施事項

- (1) 所長メッセージ及び推進票を鉱山に配布する。
- (2) 必要に応じて監督官を派遣し、各地区保安対策委員会の支援をする。

